

(12) 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-13表に定める方法によること。(第4-15図参照)

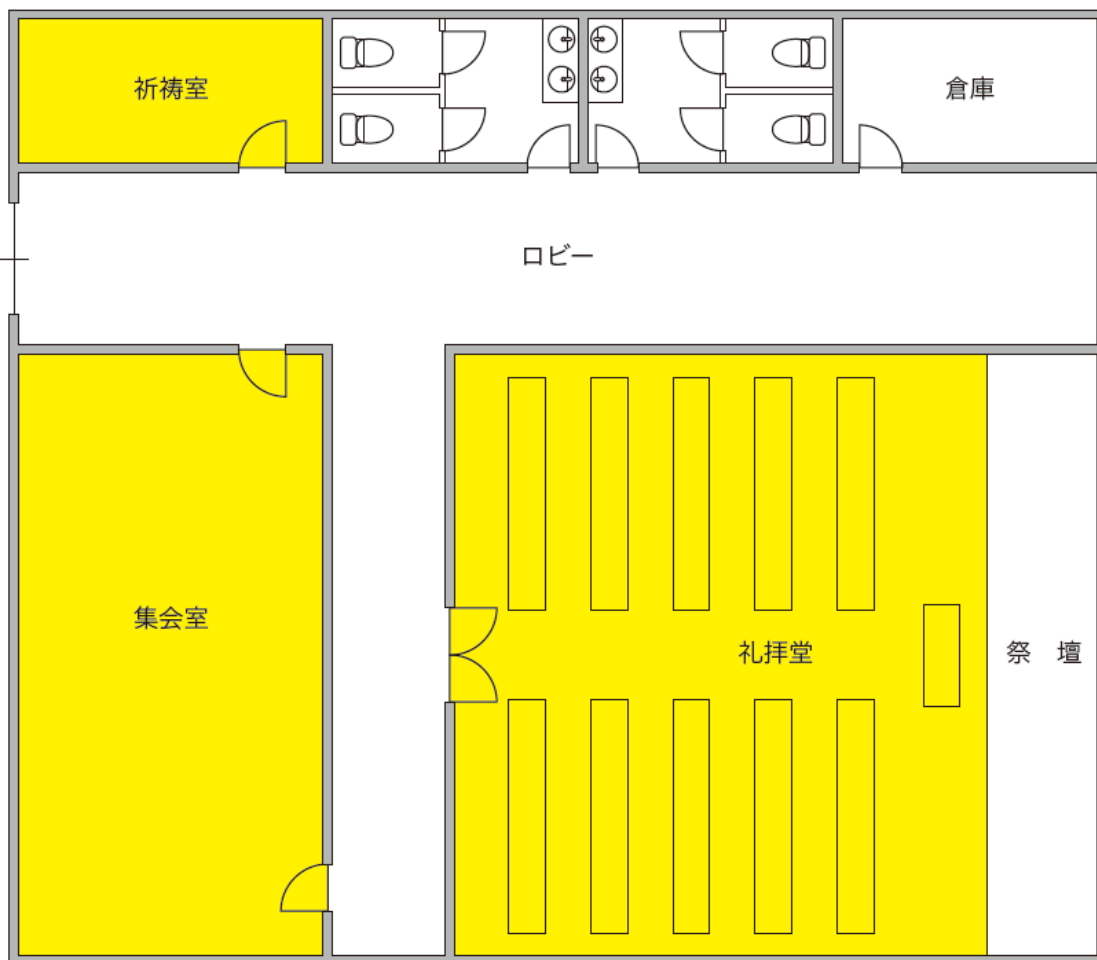
第4-13表

区分	算定方法
(11)項	神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

ウ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(教会の算定方法例)



○神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人

○礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 () 床面積の合計を3㎡で除して得た数

・ 礼拝堂 $150\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 50 \rightarrow 50$ 人

・ 集会室 $100\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 33.3 \rightarrow 33$ 人

・ 祈祷室 $25\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 8.3 \rightarrow 8$ 人

階収容人員：94人